

入札注意事項

1. 入札（財務規則第124条関係）

- (1) 入札実施日時 令和 7 年 12 月 1 日（月） 10 時
- (2) 入札実施場所 沖縄県立 具志川商業高等学校 （小会議室）
- (3) 入札者 入札は本人が行うことが原則ですが、代理人が入札する場合は必ず委任状（別紙）を提出すること。
- (4) 入札書を直接提出する場合は、封筒に入札書を入れ密封の上、封皮に氏名（法人の場合はその名称を記入）及び 令和 7 年 12 月 1 日 開封
「具志川商業高校 落雷被害に係る空調機修繕入札書在中」と記入すること。
- (5) 入札書の記載事項を訂正した場合は、訂正部分を二重線で消し押印すること。なお、入札金額を訂正した入札書を使用した場合は無効となる。
- (6) 入札書を提出する際は、入札参加資格を有している書類（資格審査結果通知書の写し）又は申請中である旨の書類を提出すること。
- (7) 入札者は、入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず、引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- (8) 入札者による金額の記入
 - ① 入札金額は算用数字を用いて丁寧に記入し、入札金額の頭に¥マークを表示する。
 - ② 入札金額は、消費税額抜きの金額で記入のこと。
- (9) 開札に立ち会うものは、沖縄県知事から入札参加資格があることが確認された旨の資格審査結果通知書（写しでも可）を持参した入札参加者又はその代理人とする。
この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、本調達契約に関係ない職員を立ち合わせこれを行なう。
- (10) 再度入札
 - ① 開札した場合において、落札者がいない場合は、再度の入札を行なう。この場合において、入札参加者が全員立ち会っている場合にあっては、直ちに再度入札する。ただし、再度入札の回数は2回を限度とする。
 - ② 再度入札に付しても落札者がいないときは、随意契約の方法により契約を締結することができる。（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）

2. 入札の効力 次の各号の一に該当する入札は無効とする。（財務規則第126条関係）

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行なった入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

3. 落札者の決定の方法（財務規則第127条関係）

- (1) 入札をした者のうち、入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額が
予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とし、この金額を落札額とする。
落札金額について1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- (2) 落札が無効であるときは、その次順位の入札した者を落札者としてすることができる。
この場合においても、予定価格以内の入札をした者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者がくじを引かない者がいるときは、本調達契約に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。（地方自治法施行令第167条の9）

4 . 最低制限価格に関する事項（財務規則第129条関係）

最低制限価格は設定しないものとする。

5 . 入札保証金（財務規則第100条関係）

見積る契約金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、次のいずれかの場合に該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

（1）保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

（2）競争入札（建設工事（建設業法第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）に参加しようとするものが、知事が確実と認める金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と契約保障の予約をしたとき。

（3）地方自治法施行令第167条の5および令第167条の11に規定する資格を有する者による競争入札（建設工事に係る競争入札で設計金額4億円未満の場合に限る。）に付する場合において、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5を県に納付しなければならない。

※いずれにも該当せず入札保証金を納付予定の場合、事前に事務担当者まで連絡すること

6 . 契約保証金（財務規則第101条関係）

財務規則第101条第2項各号の規定に該当した場合は免除とする。

7 . 契約締結の期限（財務規則第132条関係）

入札の落札者は、落札決定の日から起算して「7日以内」に契約を結ばなければならない。

ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。

8 . その他

（1）委任状には、収入印紙の貼付は不要。

（2）入札に関わる一切の事務手続きは日本語及び日本国通貨にて行なうこととする。

（3）再度入札に参加する際は、入札書の右上に「再」、「再々」と書き入れること。